④貸付（無利子） 育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。
詳細は、財団ホームページで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei1.html

対象者	**生徒と保護者が都内にお住まい**で、国公立の「高等学校」「特別支援学校（高等部）」「高等専門学校」「専修学校（高等課程）」等に在学する生徒です。**保護者の所得要件があります。**（就学支援金や授業料軽減助成金とは基準が異なります。） **※財団のホームページで、申込対象になるかシミュレーションができます。** 私学財団　育英　検索　*https://www.shigaku-tokyo.or.jp/ikuei_simulation/*
貸付月額	私立：3万5,000円　国公立：1万8,000円　**育英資金は貸付です！**
返済方法	貸付終了から、おおむね11～13年間で返済していただきます。
保証人	連帯保証人2名が必要です。

⑤貸付（無利子） 入学支度金

入学金など入学時に学校に支払う費用のうち、25万円を入学先の学校が無利子でお貸しする制度です。
詳細は、財団ホームページで（右のＱＲコード又は次のＵＲＬから）ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_nyugaku.html

対象者	都内にお住まいで、入学支度金貸付制度のある都内私立の「高等学校」「特別支援学校（高等部）」「高等専門学校」「専修学校（高等課程三年制）」に入学する生徒の保護者です。
返済方法	学校が指定する方法で、３年間の在学期間中に返済していただきます。
保証人	連帯保証人が必要です。

お問合せ先	助成	①就学支援金	東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	☎ 03-5227-1255（受付時間 平日9:15～17:00）
	助成	②授業料軽減助成金 ③奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減･給付金担当	☎ 03-5206-7925（受付時間 平日9:15～17:00）
	貸付	④東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929（受付時間 平日9:15～17:00）
	貸付	⑤入学支度金	入学先の高等学校等に直接お問合せください。（詳細は学校によって異なる場合があります。）	

公益財団法人　東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、
都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団　検索

https://www.shigaku-tokyo.or.jp

私立学校をめざすみなさまへ　令和５年度

私立高校には学費負担を軽減する制度があります

授業料の負担軽減

①国の助成　**就学支援金**

②都の助成　**授業料軽減助成金**
→都内在住要件があります。

合計で 年**47万5,000円**まで ※1
（在学校の授業料が上限 ※2）

各制度には所得要件等があります。

※1 都内の私立高校平均授業料相当額
※2 学校授業料額が47万5,000円未満の場合は、保護者が負担した金額が上限となります。

授業料以外の負担軽減

③都の助成　**奨学給付金**
→都内在住要件があります。
年**15万2,000円**まで

学費全般の支援

④貸付（無利子）　**育英資金**
→都内在住要件があります。
年**42万円**

全ての制度は併用できます！
①～③はそれぞれ毎年度申請が必要です。

詳しくは次のページをご覧ください。
お問合せ先は裏面にあります。

都認可の私立通信制高校※も授業料負担が軽減されます！
制度の概要については私学財団HP　東京都私学財団　検索　でご確認ください。

年収目安約590万円～約910万円
就学支援金＋授業料軽減助成金＝
26万5,000円まで
（都認可私立通信制高校平均授業料相当）

※NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

公益財団法人
東京都私学財団

令和５年度版です。令和６年度以降は変更となる場合があります。

保護者の年収目安と軽減額

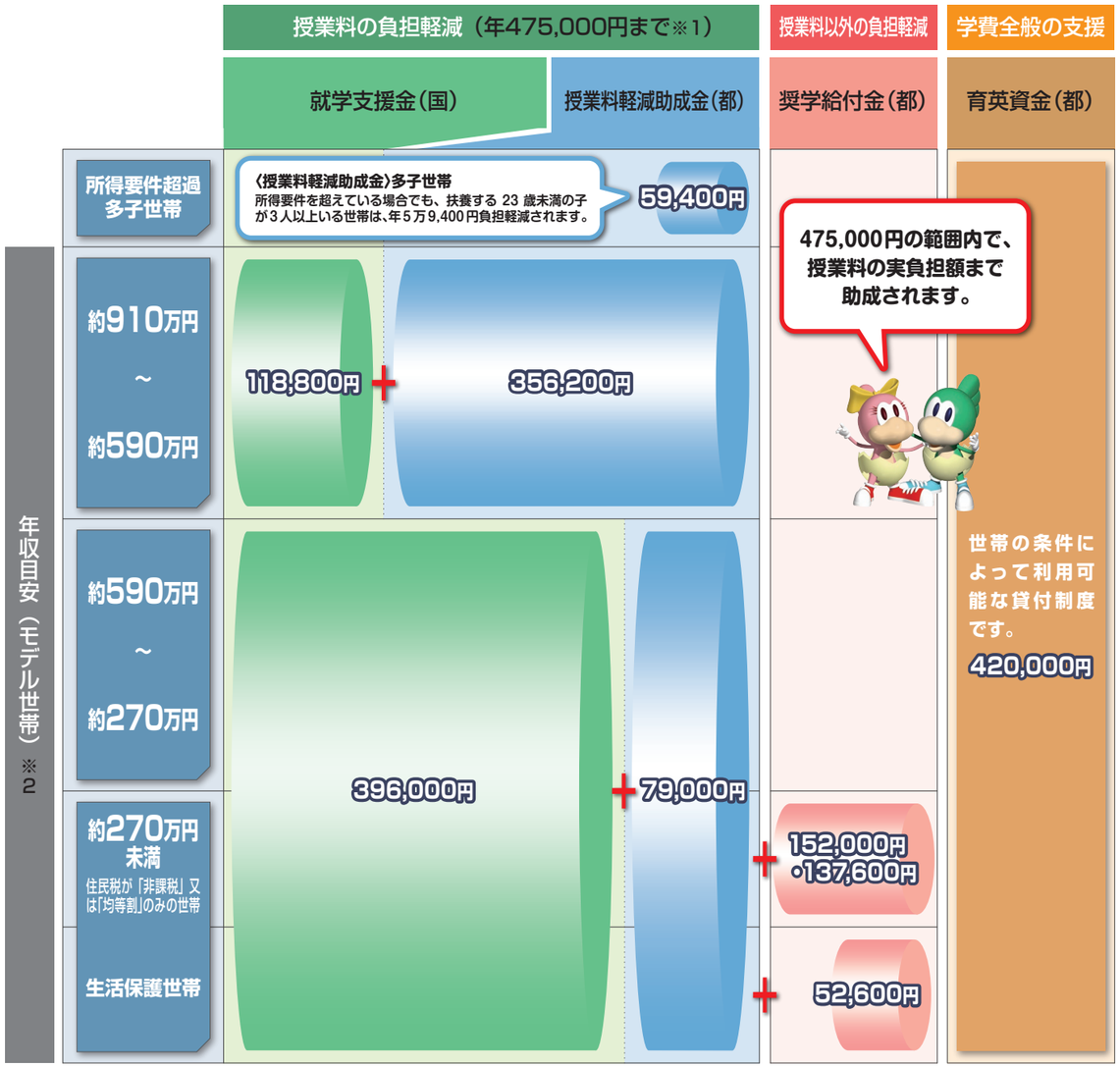

※1 年収目安約910万円未満の世帯における授業料の負担軽減額（就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額）は、475,000円の範囲内で、在学校の授業料額（保護者が負担した金額）が上限となります。
なお、授業料の実負担額や所得等の状況により475,000円に満たない場合があります。
また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

※2 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯（夫婦と子2人）をモデルとした場合です。
年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

各制度のシミュレーションサイト

▶ **就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金**
（助成額が目安として確認できます。）
https://shigaku-tokyo.net/school/simulation/

▶ **育英資金**（申請の申込対象か目安として確認できます。）
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/ikuei_simulation/

就学支援金
授業料軽減助成金
奨学給付金

育英資金

①国の助成　就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。
詳細は、財団ホームページで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_syugaku.html

対　象　者　私立の「高等学校」「特別支援学校（高等部）」「高等専門学校（1～3年）」「専修学校（高等課程）」等に在学する生徒です。

軽　減　額（単位制の学校は軽減額が異なります）

区分	年収の目安 4人世帯（夫婦と子2人）の例	軽減額（年額）
区市町村民税課税標準額（※1）×6% 一区市町村民税調整控除額（※2）が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円
区市町村民税課税標準額（※1）×6% 一区市町村民税調整控除額（※2）が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円

※1 4月～6月の判定には、令和4年度の課税標準額等を使用。7月～3月の判定には、令和5年度の課税標準額等を使用。
※2 調整控除の額に、政令指定都市の場合3/4を乗じる。

②都の助成　授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。
詳細は、財団ホームページで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html

対　象　者　**生徒と保護者が都内にお住まい**で、私立の「高等学校（全日制課程・定時制課程）」「特別支援学校（高等部）」「高等専門学校（1～3年）」「専修学校（高等課程）」等に在学する生徒の保護者です。

軽　減　額

	区分	年収の目安 4人世帯（夫婦と子2人）の例	軽減額（年額）
A	区市町村民税課税標準額（※1）× 6% 一区市町村民税調整控除相当額（※2）が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	7万9,000円
B	区市町村民税課税標準額（※1）× 6% 一区市町村民税調整控除相当額（※2）が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	35万6,200円
C	上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯		
D	上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯（多子世帯）		5万9,400円

※１令和５年度の課税標準額を使用
※２調整控除相当額について
所得のある保護者等が１名のみの世帯又は保護者等２名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯＝1,500円
保護者等２名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯（配偶者特別控除を受けている世帯を含む）＝3,000円

○都認可の私立通信制高等学校については、年収目安約590万円～約910万円の世帯を対象に、就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額が265,000円の範囲内で保護者が負担する在学校の授業料を上限に助成します。詳細は、当財団ホームページをご覧ください。

③都の助成　奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の授業料以外の教育費（学用品費、修学旅行費等）負担を都が軽減する制度です。
詳細は、財団ホームページで（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html

対　象　者　都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校（1～3年）」「専修学校（高等課程）」等に在学する生徒の保護者です。※

給　付　額（通信制の学校は給付額が異なります）

区分	給付額（年額）
○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	13万7,600円 又は 15万2,000円 （世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。）
○家計急変世帯	給付額、申請時期等の詳細は、当財団ホームページで6月頃にご案内します。

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

「就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金・育英資金（一般募集）」の申請について

入学先の私立高等学校等から、各制度の申請手続きについてお知らせします。
また、当財団のホームページからも随時ご案内しています。
※育英資金には中学３年次に申し込む予約募集（高等学校等進学後の貸付）もあります。